

<農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例>

○地元の農地は地元住民で守る！

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	三重県いなべ市北勢町 ほくせいちょう むこひら 向平			
協定面積 1.1ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	米・麦等			
交付金額 18万円	個人配分			
	共同取組活動	役員報酬	11%	
		農地、施設法面の整備	79%	
協定参加者	農業者6人、非農業者4人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当集落は47戸の小さな集落で、内38戸が農地を保有している。しかし、農家の高齢化や、農業機械の更新等の問題に加え、点在する農地の水利等耕作条件が非常に悪いことから、徐々に離農する農家が現れた。

しかし、耕作放棄地が、全体に波及することが予測されたなかで、集落の農地17.0haの内、対象農地は1.1haと僅かであるが、本事業の集落協定に取り組むことにより、さまざまな問題を話し合う機会が得られ、「地元の農地は地元住民で守る」という自己意識が高まり、営農組合の設立へと発展した。

3. 取組の内容

農道や水路の除草作業、獣害防除用電気柵や金網設置などを共同取組として維持管理を行い、水路施設を重点に、自己施工による修繕を行っている。

また、景観作物として、チューリップ植え付けや、除草作業の軽減にもなる、ヒメイワダレ草の植栽を行っている。



【研修会議】



【周辺林地伐採】

[集落の将来像]

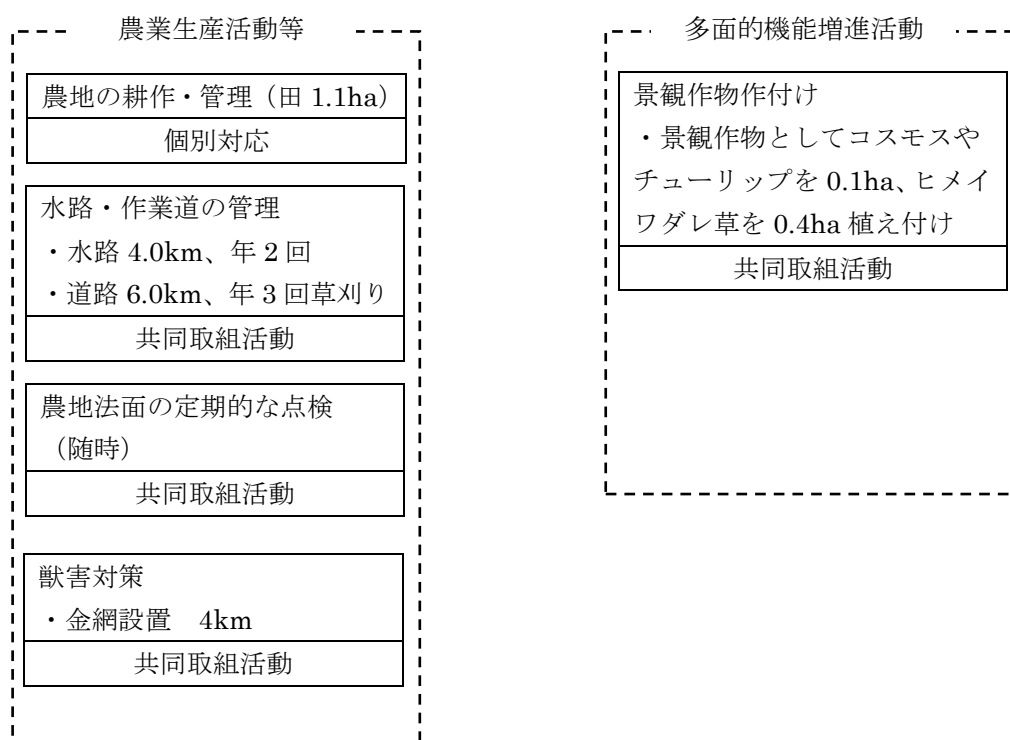
共同作業を通じ、若い世代が地元で収穫する作物が安心・安全である自覚を持つことで、地元農地の重要性を認識し、担い手が育成し、地域の集落機能の活性化を図る。



[将来像を実現するための活動目標]

施設、農地の管理軽減を行いながら、営農組合を核とした農地の集積を目指す。

[活動内容]



4. 今後の課題等

平成 18 年耕作放棄地対策として、営農組合の組織化を図り、水田経営に取り組んで来た。平成 23 年 9 月に同組合を「農事組合法人向平営農組合」として、現在の営農組合活動を基本とし、組織の継続性、経営の安定化、地域社会への貢献等を目的とした活動を行っている。今後は、農産物の加工や販売ルートを開拓し、魅力ある営農組織としたい。

[第 2 期対策の主な成果]

- 耕作放棄地の発生防止
- 地域の景観形成（花の植栽）や全員参加の農道の美化活動
- 獣害防除用電気柵や金網設置